

岩倉市本人通知制度登録申請書

年 月 日

(宛先) 岩倉市長

岩倉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第 4 条の規定により、次のとおり登録を申請します。

申請者 (登録しようとする人)	よみかた氏名			電話番号	
	生年月日	年 月 日			
	現住所 (通知書送付先)	(〒) ※岩倉市外の場合は、住民票の写しその他住所を証明する書類を提示してください。			
	通知対象住所	<input type="checkbox"/> 上記の現住所に同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の住所	岩倉市		
	通知対象筆頭者及び本籍 ※	<input type="checkbox"/> 上記の現住所に同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の本籍	(筆頭者) ----- (本籍) 岩倉市		
登録区分	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除票 (改製原含む。)) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍 (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍 (改製原含む。)) <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍 (改製原含む。))				

※通知対象が、住民票の写し、住民票記載事項証明書のみの場合は、筆頭者及び本籍の記載は必要ありません。

窓口に来られた人	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 申請者 (登録しようとする人) <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (親権者・成年後見人) ※申請者 (登録しようとする人) と異なる場合は、下記も記入してください。			
	よみかた氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記の現住所に同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の住所			
	電話番号	<input type="checkbox"/> 上記の電話番号に同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の電話番号			

注 1 必要事項を記入し、該当する□にレ点をつけてください。

注 2 申請の際に、次に掲げる書類を提示してください。

- (1) 申請者が本人であることを証明する書類 (個人番号カード、運転免許証、旅券等)
- (2) 任意代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類 (委任状等)
- (3) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)

注 3 郵送による申請の場合、上記注 2 の (1) (3) の書類はコピーを送付してください。

市記入欄

受付者	来庁者の本人確認書類	登録日	事前登録記録 (入力)			登録満了日	登録番号
	免・旅・住カ・在カ・個カ・保険証・年金手帳・その他 ()	年 月 日	住基	戸籍	附票	年 月 日	

(裏)

次の事項を承諾した上で申請をしてください。

□ 登録内容の変更・廃止について

- 1 氏名、住所その他、この申請書に基づく登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出が必要です。届出のない場合は、交付通知書を受け取ることができなくなるなどの不利益を被ることがあります。
- 2 登録の廃止の届出を行った場合又は国内に住民登録がなくなった場合（国外転出、職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録を廃止します。

□ 交付通知書について

- 1 交付通知書は、申請の際、本人通知の対象とした住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、登録者本人あてに通知します。
- 2 次の請求による住民票の写し等の交付は、本制度の通知対象ではありません。
 - ・登録者本人による請求
 - ・登録者と同一の世帯員による住民票の写し等の請求
 - ・登録者と同一戸籍内の者、配偶者、直系尊属、直系卑属による戸籍謄本又は戸籍抄本の請求
 - ・国又は地方公共団体の機関からの公用による請求
- 3 交付通知書には、交付年月日、交付証明書の種別（住民票・住民票記載事項証明書・戸籍の附票・戸籍等）、交付通数及び交付請求者の種別が記載され、住民票の写し等の交付を受けた者の氏名等は記載されません。
- 4 第三者等が提出した申請書の閲覧等を希望する場合は岩倉市個人情報保護条例に基づく開示請求をすることができますが、開示される情報は同条例の規定の範囲内となります。（請求した第三者等の氏名等は、開示されません。）
- 5 岩倉市から転出若しくは転籍等した後、再転入若しくは新戸籍編製等した場合は、改めて申請書の提出が必要です。

私は、上記の事項に承諾した上で申請します。また、本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものであることを理解し、これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意します。

年 月 日 氏名
